

Q2 認知症の行動・心理症状（BPSD）とは

Q 認知症の行動・心理症状にはどのようなものがありますか。

A 認知症の行動症状としては、興奮・暴言・暴力・拒絶・異食などが挙げられます。また、心理症状としては、アパシー・抑うつ・不安・幻覚・睡眠障害などがあります。

解説

1 BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) とは

BPSDとは、「知覚、思考内容、気分や行動の障害といった、認知症患者にしばしば出現する症状」のことです。中核症状と密接に関わっており、環境・身体・心理要因などとの相互作用で生じます。BPSDは認知症が軽度の頃から存在し、以下のような多様な症状を包含します。

行動症状：興奮・粗暴行為（暴言・暴力）、拒絶・徘徊・常同行為、不潔行為、ため込み、異食など

心理症状：アパシー、抑うつ、不安、幻覚、妄想、多幸性、脱抑制、易利欲性、易怒性、睡眠障害など

対応としては、患者の心理状態、環境、性格、行動パターン、人生観などを検討し、非薬物的介入を試み、それでは不十分で、自他を危害に晒す緊急性の高い事態や症状の深刻な増悪の可能性が高い場合には、薬物療法を検討します。

(1) BPSDの行動症状

・拒絶：周囲・介護者からの働きかけを被害的に受け止めたり妄想的

第3章 認知症と相続対策

245

Q68 遺言能力の判断に改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いる場合の留意点は

Q 遺言能力の判断資料の一つとして、改訂長谷川式簡易知能評価スケールが用いられることがあると思いますが、その場合の留意点について教えてください。

A 改訂長谷川式簡易知能評価スケールは、認知症の疑いや認知能力の低下を検査するスクリーニングテストであって、その点数で重症度を判定することは目的とされていないといわれています。遺言能力の判断は、医学的判断要素が重視される傾向はあるものの、あくまで法的判断であり、諸般の事情から総合的に判断するのが判例の傾向です。したがって、判例は、改訂長谷川式簡易知能評価スケールを過度に重視することではなく、点数が低くても遺言能力が肯定される事例もあり、逆にある程度の点数があっても遺言能力が否定される事例もあり、重要なのは医学的判断のほか、遺言の難易・複雑性、遺言の合理性、遺言者と相続人・受遺者の人的関係、遺言に至る経緯などの諸般の事情ということになります。

解説

1 改訂長谷川式簡易知能評価スケールの概要

長谷川和夫医師によって1974年に開発され、1991年に改訂された長

内容見本
(A5判縮小)

Q28 認知症が疑われる親と福祉関係者などによる養子縁組、預貯金の引き出しの留意点は

Q 認知症が疑われる親が、福祉関係者などと養子縁組をして、多額の預貯金が引き出されている場合、どうしたらよいでしょうか。

A 縁組時に意思能力がなかったり、縁組意思を欠く場合は、縁組は無効になります。養子縁組無効確認訴訟を提起します。多額の預貯金を引き出している場合には、不法行為等の請求をして、払い戻されている預貯金を取り戻します。

解説

1 問題の所在

福祉関係者や他人が、親切心を装ったり、交際を持ちかけるなどして一人暮らしの親の家に出入りし、家族が知らないうちに養子縁組をした上で多額の預貯金を引き出したり、不動産を処分している場合があります。

2 養子縁組が無効になる場合

Case2 認知症を発症し、施設に入所している者の成年後見人が、家庭裁判所の許可なく、その者の所有家屋を売却したケース

ケース 会社を経営していたA（85歳）には、先妻との間の子Bがあり、再婚したCの夫Dと養子縁組をしています。AはCと再婚した際、自宅にBを住まわせ、自分はC所有の家でCと同居していましたが、数年前に認知症を発症したことから、Cの申立てにより成年後見開始審判がなされて、E弁護士が成年後見人に選任され、要介護度が高くなつたことから近年施設に入所しています。ところが最近、Aの会社がコロナ禍で営業不振となつたことから、CはA所有の家屋を売却して資金を捻出する必要に迫られ、家屋に住んでいる日に賣取りを提案しましたが断られたことから、E弁護士に相談したところ、これを聞いたDが買受けの申入れをしてきました。E弁護士は、Bが住んでいるA所有の居宅に今後Aが住む予定はないことから、家庭裁判所の許可は不要と判断してDに売却したところ、Dはかねてから不仲のBに退去を求めましたが、Bは家賃の許可がないので無効と主張しています。

ポイント

- 成年後見人が「居住用不動産」を処分するには、家庭裁判所の許可を得なければならない
- 「居住用不動産」とは、成年被後見人が生活の本拠として現に居住の用に供しており、又は居住の用に供する予定がある不動産を意味する。さらに、居住の用に供する具体的な予定があるわけではないが、将来において居住の用に供する可能性がある

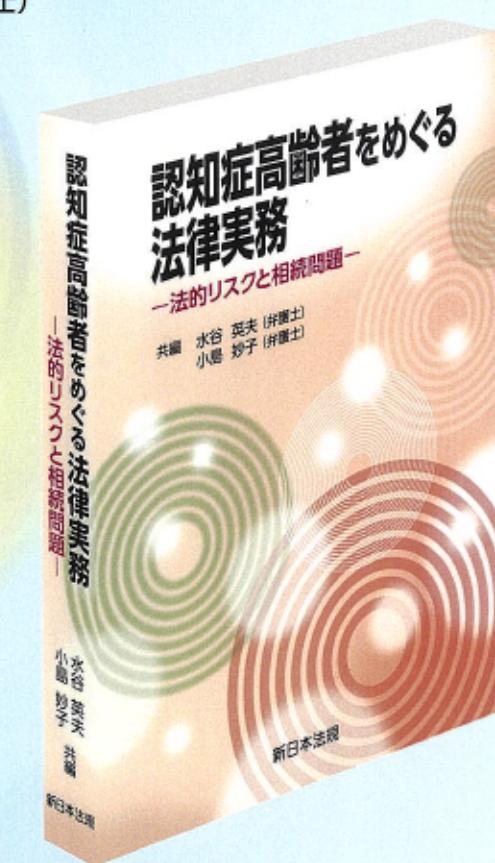
急増する認知症問題を
弁護士・医師が説く！

認知症高齢者をめぐる 法律実務

—法的リスクと相続問題—

共編 水谷 英夫（弁護士）

小島 妙子（弁護士）



A5判・総頁422頁

定価 5,500円(本体 5,000円)

送料 460円

ISBN978-4-7882-9184-3

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ！

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉

定価 4,950円(本体 4,500円)

掲載内容

第1章

認知症・フレイルとは

第1 認知症の特性

- Q 1 主な認知症の種類と認知機能障害の特性とは
- Q 2 認知症の行動・心理症状(BPSD)とは
- Q 3 認知症の診断基準は
- Q 4 認知症の原因・病理的背景は
- Q 5 認知症と区別すべき病態は
- Q 6 認知症の診断と鑑別はどのように行うか
- Q 7 認知症治療はどのように行われるか
- Q 8 うつ病やせん妄などの合併症への対応は
- Q 9 認知症の危険因子・防御因子にはどのようなものがあるか
- Q 10 軽度認知障害(MCI)の診断とは

第2 認知症と意思能力

- Q 11 意思能力・行為能力とはどのようなものか
- Q 12 意思能力の判断基準は(意思能力の「相対性」)
- Q 13 意思能力の判断基準は(医学上と法学上の違い)
- Q 14 意思決定支援は

第3 認知症・フレイルの相談対応

- Q 15 相談者の行動から認知症を疑うべきケースは
- Q 16 認知症と他の精神疾患の区別は
- Q 17 意思能力判断の留意点は
- Q 18 軽度認知障害(MCI)から認知症に至る過程での患者や家族との対応での留意点は
- Q 19 認知能力・判断能力に問題が生じる場合の財産管理、身上監護等の法的対応は(成年後見制度等の場合)
- Q 20 認知能力・判断能力に問題が生じる場合の財産管理、身上監護等の法的対応は(介護保険制度の場合)

第2章

認知症・フレイルと法的リスク

第1 認知症高齢者の財産管理

- Q 21 認知症が進行している親の財産を管理する際の基本的視点は
- Q 22 認知症が疑われる親の財産を管理する際の留意点は
- Q 23 認知症が疑われる親の不動産、預貯金を管理する方法を選択する際のポイントは
- Q 24 認知症が疑われる親の預貯金の引き出しや不動産処分の際の留意点は
- Q 25 認知症が疑われる親の財産管理、身上監護をめぐって親族間で争いがある場合の対処は
- Q 26 認知症が疑われる親と同居している子が勝手に預貯金を引き出した場合の対処は
- Q 27 不動産業者が、認知症が疑われる者と財産管理契約や任意後見契約を締結して、不動産を処分していた場合の対処は
- Q 28 認知症が疑われる親と福祉関係者などによる養子縁組、預貯金の引き出しの留意点は

第2 認知症高齢者の消費者被害

- Q 29 認知症高齢者に対する消費者被害の実態とは
- Q 30 認知症高齢者に対する消費者被害の救済規定は(消費者関連法の規定)
- Q 31 認知症高齢者に対する消費者被害の救済規定は(民法の規定)

第3 認知症高齢者のハラスメント・虐待(在宅介護)

- Q 32 認知症高齢者に対するハラスメント・虐待とは
- Q 33 ハラスメント・虐待を発見した場合の対応は
- Q 34 ハラスメント・虐待の防止策は

第4 認知症高齢者の身体拘束(施設内介護)

- Q 35 認知症高齢者への身体拘束の実態は
- Q 36 認知症高齢者への身体拘束の違法性と例外は

- Q 37 認知症高齢者への身体拘束に対する法制度と法的対応は
- Q 38 認知症高齢者への身体拘束と病院・施設の法的責任は

第5 認知症高齢者の介護契約・介護事故

- Q 39 認知症高齢者の介護契約能力は
- Q 40 後見契約や介護契約は
- Q 41 介護事故が起きた場合の相談先は
- Q 42 介護事故が起きた場合の民事・刑事・行政上の責任は
- Q 43 介護施設内外における転倒、誤嚥事故における法的責任は
- Q 44 相続関係者である認知症高齢者が加害者となる場合の法的責任は

第6 認知症高齢者の交通(鉄道)事故

- Q 45 不法行為法上の責任能力とは
- Q 46 法定監督義務者と配偶者・成年後見人の責任は
- Q 47 法定監督義務者に準すべき者の責任は
- Q 48 認知症高齢者に関する道路交通法上の制度は
- Q 49 交通事故の被害者となる場合と過失相殺は
- Q 50 鉄道事故と本人並びに介護者の責任は

第7 認知症高齢者の保険

- Q 51 傷害保険の被保険者が認知症高齢者である場合、疾病免責条項の適用はあるか
- Q 52 傷害が疾病によらないことの主張立証責任は誰にあるか
- Q 53 傷害保険の被保険者が認知症高齢者である場合、重過失免責、精神障害免責の適用はあるか
- Q 54 認知症高齢者に介護事故が生じた場合の法的問題は
- Q 55 責任保険の被保険者が認知症高齢者である場合、責任保険の適用はあるか

第8 認知症高齢者の刑事责任

- Q 56 認知症高齢者の刑事责任能力は
- Q 57 認知症高齢者が起こした交通事故と刑事责任は
- Q 58 認知症高齢者の犯罪と再犯防止の方策は

第9 認知症高齢者の養子縁組・離婚

- Q 59 認知症高齢者の養子縁組における、意思能力判断のポイントは

- Q 60 認知症高齢者の離婚は
- Q 61 高齢配偶者の認知症を理由とする離婚請求は

第10 認知症高齢者の扶養義務

- Q 62 認知症になった親等の親族の扶養義務は
- Q 63 扶養義務者指定申立てとは
- Q 64 扶養義務者が複数いる場合の決定方法は
- Q 65 認知症者が重大な他害行為を行った場合の手続は

第4章

認知症と相続

第1 相続

- Q 83 相続発生後に被相続人の法律行為時の意思能力を調査する方法は
- Q 84 相続発生後に被相続人の法律行為時の意思能力について親族等に聴取する際の留意点は
- Q 85 相続開始後の預貯金の払戻手続は

第2 遺言執行

- Q 86 遺言無効確認訴訟における遺言能力有無の判断基準は
- Q 87 遺言無効確認訴訟における遺言能力有無の立証方法は
- Q 88 遺言書で指定された遺言執行者に認知症の疑いがある場合は

第3 遺産分割

- Q 89 認知症で意思能力がないとみられる相続人がいる場合の遺産分割手続は
- Q 90 認知症が疑われる相続人が相続放棄を行うために必要な意思能力は
- Q 91 遺産分割協議後に相続人に認知症が疑われる者がいたことが判明した場合は
- Q 92 相続人の確定と婚姻・養子縁組無効の手続は
- Q 93 認知症の被相続人が相続人の1人に高額な不動産、多額の金銭の贈与をした場合の対応は

第5章

ケーススタディ

- Case 1 認知症の親を介護する子夫婦がきょうだいに介護援助や金錢を請求するケース
- Case 2 認知症を発症し、施設に入所している者の成年後見人が、家庭裁判所の許可なく、その者の所有家屋を売却したケース
- Case 3 不動産の売買契約が高齢者である売主の意思能力の欠如を理由に無効が主張されたケース
- Case 4 物忘れがひどくなり有料老人ホームへの入居をするため、銀行の定期預金の解約等をしようと

したところ、本人の意思確認ができるないと解釈を拒否されたケース

Case 5 金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約について意思能力がないことを理由に無効を主張したいケース

Case 6 同居中の親族からの身体的・経済的虐待をやめさせたいケース

Case 7 認知症患者が死亡した場合の施設の法的責任の有無、介護事故と傷害保険の適用が問題となるケース

Case 8 介護施設内における事故について施設の責任を問いたいケース

Case 9 認知症の親の死亡後に、死亡直前に再婚した相手と養子縁組をしたその子らが遺産分割協議に加わりたいと主張してきたケース

Case 10 自筆証書遺言作成時に重度の認知症を患っていた被相続人の遺言能力の有無が問題とされるケース

Case 11 株式譲渡制限会社において、社長個人所有の土地に会社所有社屋がある場合の事業承継が問題とされるケース

Case 12 認知症の診断を受けた会社経営者の作成した遺言の効力と未分割の相続株式の権利行使が問題とされるケース

Case 13 認知症の診断を受けた者との死因贈与契約及び信託契約の有効性判断、遺留分侵害請求を回避する目的の信託の効力が問題とされるケース

Case 14 認知症を発症した者が特定の相続人への相続や節税対策を主たる目的として養子縁組した場合の縁組の有効性が問題とされるケース

Case 15 改訂長谷川式テストの点数が低い認知症の親に代わって子が遺産分割協議を行うことが問題とされるケース

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。